

# 令和8年度情報モラル教育研修への講師派遣事業実施要領

令和8年4月15日  
教育振興部児童生徒安全課

情報モラル教育研修への講師派遣事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

## 1 事業の目的

本事業では、小・中学校学習指導要領特別の教科道徳及び高等学校学習指導要領総則における情報モラルの指導に関する内容を踏まえ、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校における教職員対象の研修や児童生徒・保護者向けの講演に、情報モラル教育研修講師（以下「講師」という。）を派遣（オンラインを含む）し、教職員が児童生徒に情報モラル教育を行うにあたり必要なインターネットに関する知識や道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とする。

## 3 事業の概要

### (1) 情報モラル教育研修への派遣

#### ①派遣講師

県教育委員会は、事業の目的を達成するために、情報モラル教育についての最新の知見と指導経験を有した人物を、県教育委員会と連携・協力関係にある機関・団体等より推薦し、講師として派遣する（オンラインを含む）。

#### ②派遣期間

派遣期間は、令和8年6月1日（月）から、令和9年1月31日（日）までとする（派遣日は土・日曜日、祝日でも可能とする。）。

#### ③派遣対象校及び派遣回数

派遣対象校は、県立中・高等学校及び特別支援学校20校、市町村立小・中・義務教育学校及び高等学校・特別支援学校80校（千葉市を除く）とし、各校に1回ずつ派遣する（各教育事務所管内16校ずつとする。必要に応じて調整することもある。）。

#### ④派遣対象となる研修

- ア 学校が主催する、教職員を対象とした情報モラル教育に関する研修
- イ 中学校区内の学校、複数校で合同開催する情報モラル教育に関する研修
- ウ 市町村教育委員会や地区教育研究協議会等が主催する情報モラル教育に関する研修

## (2) 情報モラル研修の形態

派遣を希望する学校等は、以下のモデルプランを参考にし、計画を立案する。

### ○モデルプラン1

#### 児童生徒を対象とした講演及び教職員を対象とした研修の実施

児童生徒（学年・学級単位でも可）を対象とした情報モラル教育に関する講演を実施し、教職員がその様子を参観する（一部の教職員でも可）。その後、教職員を対象とした研修を実施する。

### ○モデルプラン2

#### 保護者や児童生徒を対象とした講演及び教職員を対象とした研修の実施

P T A集会、P T A講演等の一環として、保護者や児童生徒を対象とした情報モラル教育に関する講演を実施し、その後、教職員を対象とした研修を実施する。

### ○モデルプラン3

#### 教職員を対象とした講演及び教職員を対象とした研修の実施

教員研修の一環として、教職員が児童生徒役を担当し、情報モラル教育に関する講演を体験し、その後、教職員を対象とした研修を実施する。

### ○モデルプラン4

#### 教職員を対象とした研修のみの実施

教職員を対象とした情報モラル教育に関する研修のみを実施する。

### ○モデルプラン5

#### 児童生徒や保護者を対象とした講演の実施

児童生徒（学年単位でも可）や保護者を対象とした情報モラル教育に関する講演を実施し、全教員がその様子を参観し、ファシリテーター役としての講師の役割を学ぶ（ただし、学年等を単位として講演を実施した場合は、学年等に所属する全教員でも可とする。この場合、講演後にその内容を、全教員で共有すること。）。

## (3) 講演や研修の内容及び時間

### ①講演や研修の内容

講演では、講師がファシリテーターとしての役割を担い、児童生徒が情報モラルについて話し合い、インターネットの適正利用について自分たちで主体的に考えられる活動を中心に行う。教職員が講演を参観することによって、ファシリテーターとしての役割の実際を学ぶ。

研修では、専門知識の有無にかかわらず実践できる情報モラル意識の育成を目的とした道徳教育のあり方を学ぶ。主な内容は、「ファシリテーターとしての教職員の役割」「情報モラル教育に関する教材の紹介と利用の仕方」「インターネットに関する最新の状況とこれからの最新情報の入手方法」である。

### ②講演や研修の時間

講師が情報モラル教育に関する研修全体に要する時間は1回につき1時間～3時間とする（「児童生徒や保護者や児童生徒を対象とした講演」（45分～1時間30分）、「教職員を対象とした研修」（45分～1時間30分）を目安とする。）。

#### 4 応募の手続き

##### (1) 県立学校

派遣を希望する県立学校は、情報モラル教育研修への講師派遣申請書（別紙様式1）を、令和8年5月7日（木）までに県教育庁児童生徒安全課宛て提出する。

なお、申請書は公印省略とする。

##### (2) 市町村立学校

派遣を希望する市町村立学校は、情報モラル教育研修への講師派遣申請書（別紙様式1）を令和8年4月28日（火）までに各学校を所管する市町村教育委員会宛て提出する。各市町村教育委員会は内容を確認し、5月7日（木）までに各教育事務所宛て提出する。

なお、申請書は公印省略とする。

各教育事務所は、派遣校16校を決定し、各市町村教育委員会から提出された、派遣申請書（別紙様式1）と派遣決定一覧（別紙様式2）を5月13日（水）までに県教育庁児童生徒安全課宛て提出する。

#### 5 派遣校の決定

県教育委員会は、応募があった学校について申請書の内容を確認し、県立学校にあっては、県立学校長宛てに、市町村立学校にあっては、市町村教育委員会教育長宛てに、派遣決定通知書（別紙様式3）を交付する。

なお、応募が多数となり派遣予定校数を上回る場合は、調整をする場合がある。

#### 6 報告書

各学校等は、研修の実施後1週間以内に研修についての報告書（別紙様式4）を作成し、県立学校にあっては、県教育庁児童生徒安全課宛て、市町村立学校にあっては、各市町村教育委員会宛て提出する。

なお、報告書は公印省略とする。

各市町村教育委員会は、受領した報告書を、当該教育事務所を経由して、県教育庁児童生徒安全課宛て提出する。

#### 7 費用等

本事業にかかる講師謝金や交通費は、県教育委員会が負担する。

#### 8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の取扱いに関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。